

第9号-2

&lt;訂正版&gt;

# 山田町復興まちづくり かわら版



発行・編集：山田町復興推進課

## 災害危険区域内の建築が制限されます

東日本大震災に伴う山田町災害危険区域の指定及び建築制限に関する条例の施行に伴い、山田町にて災害危険区域が指定されました。災害危険区域内においては、居住の用に供する建築物の建築が制限されます。

### 制限の対象となる建築物

居住するための建築物が対象となり、一時的な滞在のための建築物は制限の対象とはなりません。

**制限の対象となる**：住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎など

**制限の対象とならない**：事務所、店舗、工場、倉庫、ホテル、病院など

### 災害危険区域の種別

災害危険区域は想定される津波の浸水の深さにより区分され、それぞれの区域によって制限される内容が異なります。

**第1種**：想定される浸水深さが2m以上の区域

**第2種**：想定される浸水深さが1m以上2m未満の区域

**第3種**：想定される浸水深さが1m未満の区域

### 災害危険区域の範囲

災害危険区域の範囲は告示によって指定されています。

#### 今回の告示で災害危険区域の指定を受ける地区

山田地区、織笠地区、船越地区、田の浜地区、小谷鳥地区

災害危険区域の範囲及び種別の詳細については山田町のホームページ(<http://www.town.yamada.iwate.jp/>)をご覧いただくな、山田町建設課及び復興推進課にて確認できます。

## 建築制限の内容

災害危険区域内においては、居住の用に供する建築物は建築できません。しかし、下記の要件を満たすものについては建築が可能となります。

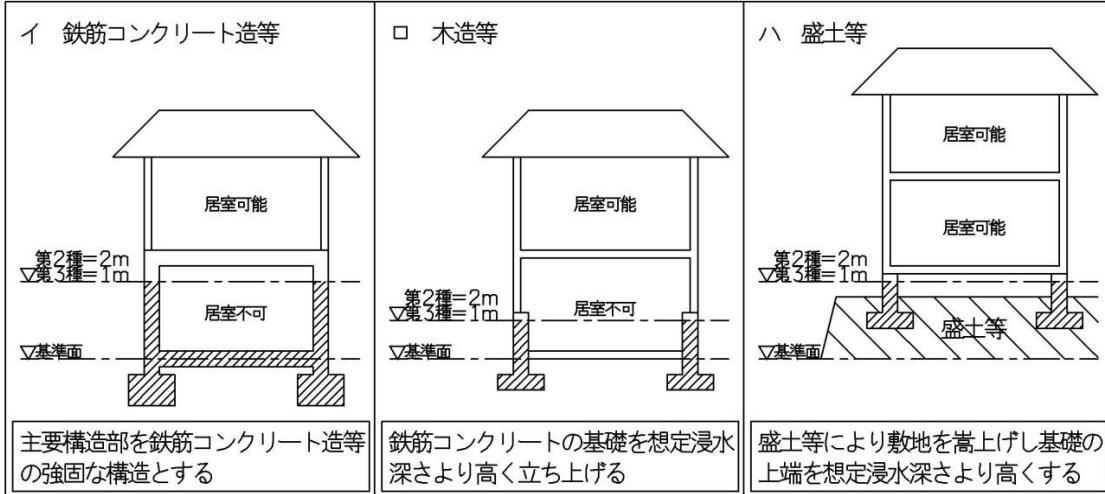
### ①既存不適格建築物

災害危険区域が指定された時点で、既に建築されていた建築物について行う次の行為は制限を受けません。

- (1)修 繕
- (2)模様替
- (3)移 転（同一敷地内における曳家）
- (4)増 築（条例施行時の延床面積の1.2倍を超えないものに限る）

### ②津波に対し安全な構造とした建築物

災害危険区域第1種から第3種のうち、**第2種及び第3種**においては次のイからハのいずれかに該当する構造方法とすることで居住の用に供する建築物の建築が可能となります。ただし、強固な構造を採用しても居住のための居室の床面は想定浸水深さより高くする必要があります。



※基準面：敷地が接する道路の中心線のうち最も低い位置

※想定浸水深さ：第2種＝基準面より2m、第3種＝基準面より1m

<問い合わせ先>

山田町建設課 建築住宅チーム 建築住宅係

電話：0193-82-3111（内線244）